

会 議 録

会 議 名	平成29年度 第2回 目黒区環境審議会
日 時	平成30年1月16日（火）午後6時30分～午後8時35分
会 場	目黒区総合庁舎本館2階 大会議室
出 席 者	委員）西村委員、武藤委員、森委員、倉田委員、前田委員、齋尾委員、 高林委員、土屋委員、矢吹委員、長谷川委員、松戸委員、原委員、 山脇委員、小濱委員、穀田委員、片桐委員、伊東委員 合計 17名 区職員）環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長 合計 4名
傍 聴 者	■有・ 無
配 付 資 料	<p>（事前配付資料）</p> <p>資料29-2-1 平成29年度住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成の受付期間等の延長について</p> <p>資料29-2-2 気仙沼産バイオマスFIT（フィット）電気の購入について</p> <p>資料29-2-3 平成29年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について</p> <p>資料29-2-4 目黒区ハクビシン等の相談・捕獲処分事業の実施状況について</p> <p>資料29-2-5 平成29年度版めぐろの環境（環境報告書）の発行について</p> <p>資料29-2-6 羽田空港機能強化の取り組み状況に関する説明会の開催について</p> <p>資料番号なし 平成29年度版めぐろの環境（環境報告書）本編／概要版</p> <p>資料番号なし ニュースレター～羽田空港のこれから～ 第7号／第8号</p> <p>資料番号なし 平成29年度第1回目黒区環境審議会会議録</p> <p>（当日配付資料）</p> <p>資料29-2-3 平成29年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について（差替え）</p> <p>資料29-2-4 目黒区ハクビシン等の相談・捕獲処分事業の実施状況について（差替え）</p> <p>資料29-2-7 本日の議事についてのご意見</p> <p>資料番号なし 目黒区環境審議会委員名簿&座席表</p>
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>（1）報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 平成29年度住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成の受付期間等の延長について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 気仙沼産バイオマス発電由来FIT（フィット）電気の購入について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 平成29年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 目黒区ハクビシン等の相談・捕獲処分事業の実施状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 平成29年度版めぐろの環境（環境報告書）の発行について</p> <p>（2）情報提供</p> <p style="padding-left: 2em;">羽田空港機能強化の取り組み状況に関する説明会の開催について</p>

	3 その他
	4 閉会

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p>1 開会</p> <p>○環境保全課長 出席者数及び定足数の確認</p> <p>○会長 傍聴者の確認</p> <p>○環境保全課長 配付資料の確認</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 平成29年度住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成の受付期間等の延長について</p> <p>○環境保全課長 (資料29-2-1に基づき、説明を行った。)</p> <p>○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。</p> <p>○委員 太陽光発電システムの助成は、1件あたり10万円が上限とのことだが、交付申請が40件433万円となっているのはなぜか。</p> <p>○環境保全課長 他の機器と合わせて太陽光発電システムを設置した場合は、機器の数に応じて1万円ずつ助成額を加算しているためである。</p> <p>○委員 区が助成して太陽光発電システムを設置した世帯と、助成を受けずに独自に設置している世帯を合わせて、区全体の何割が太陽光発電システムを設置しているのか。</p> <p>○環境保全課長 電力自由化が進んでおり、目黒区では、どのくらい買取が行われているかの算出が、より難しくなっている。また、区の助成を受けずに独自に太陽光発電システムを設置している世帯数についても把握できない。区としても、こうした情報を把握したいと考えてはいるが、逆に電力会社の販売促進に影響を及ぼす可能性もあるため、把握は難しい。</p> <p>○委員 他の自治体を見てみると、再生可能エネルギー普及のために、様々な目標を立て、データも把握している。目黒区もデータの把握の仕方について追求してほしい。</p> <p>○環境保全課長 平成30年度はエコ・プラン、平成32年度は目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定を予定しており、どのような指標を設定するか、今後の課題として検討していく。</p>
-------------------------------	---

イ 気仙沼産バイオマス発電由来FIT（フィット）電気の購入について

○環境保全課長

（資料29-2-2に基づき、説明を行った。）

○会長

気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。

○委員

有事の際、家庭の電気が使えなくなっても、この電気は活用できるのか。

○環境保全課長

地震等により、送電網が全滅した場合には、電気は供給されなくなる。というのも、気仙沼市で発電はしているが、東京電力等の送電網を通じて目黒区に供給されているからである。なお、気仙沼市のバイオマス発電設備が停止した際は、すぐに東京電力からの送電に切り替わる仕組みとなっており、停電しない。

○委員

今回区が購入する電気の料金は、他の電力会社の料金と比べるとどうなのか。

○環境保全課長

大規模施設である区民センターは、現在の東京電力との契約の方が安く済む。しかし、東京電力の標準的な電気料金よりは安価で供給できるとしており、今回導入した33施設全体では、気仙沼産バイオマス発電由来FIT電気を導入した方が、平成27年度実績で試算すると約50万円安くなる見込みである。

○委員

世田谷区では、エネルギーの地産地消を目指して、自然エネルギーを推進している。気仙沼市と同じく友好都市協定を結んでいる金沢市も自然エネルギーの発電事業をしているが、自然エネルギーについて、今後の見通しはどのようなものか。

○環境保全課長

今回、気仙沼市から電気を購入したのは、復興支援によるところが大きい。今後の見通しについては、地産地消と他の都市からのエネルギー供給は若干意味合いが異なると思うが、どの都市から購入するか、どのようなエネルギーを活用するか、検討していきたい。

○委員

積極的な検討をお願いしたい。区内で発電することができれば、緊急時の備えにもなる。様々な視点から自然エネルギーの実用化や普及について検討してほしい。

○委員

議題が「気仙沼産バイオマス発電由来FIT（フィット）電気の購入について」となっているが、「FIT（＝固定価格買取制度）」という言葉は、必要無いのではないか。

○環境保全課長

再生可能エネルギーは、電気を使う全ての者が負担する賦課金によって買い取られている。そのため、バイオマス発電の二酸化炭素排出係数を算出する際は、火力発電等を含めた全ての発電方法の排出係数の平均値とすることとなっており、排出

会議の結果
及び
主要な発言

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p>係数が高くなってしまふ。</p> <p>このF I T制度を利用した再生可能エネルギーを調達した場合には、F I T制度を利用した旨を表明するため、「F I T電気」という必要がある。</p> <p>○委員 今回導入した33施設の平成27年度の電気料金は、いくらであったか。</p> <p>○環境保全課長 平成27年度の33施設全体の電気料金は、6,780万円余だった。この事業開始後の電気料金は6,730万円余となり、約50万円削減される見込みである。</p> <p>○委員 復興支援が目的の1つであるとのことだが、この事業は当初何年間実施する、といった見通しはあるか。</p> <p>○環境保全課長 今後の見通しとしては、まずは安定した供給がされるかを含め、少なくとも3年間は様子を見たい。</p> <p>ウ 平成29年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について</p> <p>○環境保全課長 (資料29-2-3に基づき、説明を行った。)</p> <p>○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。</p> <p>○委員 今年度の被顕彰者は、どのような形で推薦があったのか。</p> <p>○環境保全課長 今年度の被顕彰者は2件だが、どちらも、町会からの推薦によるものである。一方は町会から清掃事務所を通じて、もう一方は町会から西部地区サービス事務所を通じて推薦があった。</p> <p>○委員 過去にはどのような団体等が顕彰されているのか。</p> <p>○環境保全課長 平成28年度は中目黒スーパーズで清掃活動をしている3事業者を、平成27年度は駒場野公園で里山的自然の保護に取り組む1団体を顕彰した。そのほか、事業が始まった平成13年度から、多くの個人・団体・事業者を顕彰している。</p> <p>○委員 顕彰制度は活動される方々の励みにもなると思うので、より多くの方が顕彰の対象となるように検討していただくとともに、事業の周知に努めてほしい。</p> <p>○環境保全課長 今年度はめぐろ区報で事業の概要を知ったことがきっかけで推薦をいただいた。今後めぐろ区報や区ホームページ等で周知し、多くの推薦をいただけるよう努めていく。</p>
-------------------------------	--

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p style="text-align: center;">エ 目黒区ハクビシン等の相談・捕獲処分事業の実施状況について</p> <p>○環境保全課長 （資料29-2-4に基づき、説明を行った。）</p> <p>○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。</p> <p>○委員 事業の対象者に「区内に家屋を所有している区外在住者」とあるが、空き家についてはどのような対策をしているか。</p> <p>○環境保全課長 空き家にハクビシンがいるという連絡をいただくこともあり、空き家に住みついているケースも多いと予測している。箱わなの設置には所有者からの申請が必要のため、空き家の場合は、まず所有者を特定しなければならない。所有者が特定できた場合は、区から連絡をさせていただく。しかし、毎日の箱わなの見回りやエサの付け替え等をしてもらう必要があるため、空き家への設置は、難しい側面がある。</p> <p>○委員 資料に記載の「月毎の箱わな設置数」は、その月に設置を開始したわなの数か。</p> <p>○環境保全課長 その通りである。</p> <p>○委員 人獣共通感染症について、猫から人に感染したことが死亡原因だったと今朝のニュースで報じられていたが、ハクビシンから、犬や猫などに病気が感染することはあるのか。</p> <p>○環境保全課長 ハクビシンを介してペット等に感染する恐れのある疾病はある。</p> <p>○委員 11月と12月に2回、親子連れのハクビシンを見かけた。見かけた場合にも区に相談した方が良いか。また、被害がなくても、積極的に捕獲処分事業に取り組んでほしい。</p> <p>○環境保全課長 目撃情報も多く寄せられている。しかし、実際に被害がないと法律上、捕獲することができないため、見かけただけでは事業の対象とならない。</p> <p>○委員 例えば、所有者からの申請でなければ対応できないところを、所有者が許可すれば対応できるように一步踏み込んで取り組んでほしい。</p> <p>○環境保全課長 以前、町会から空き家にハクビシンがいるとの連絡を受け、所有者に了解を得た上で、町会の役員が鍵を預かり、毎日見回りをする、という事例が1件あった。ただ、他人に鍵を預けることや家に入られることに抵抗がある人もいるので、珍しい事例だったと言える。</p>
-------------------------------	--

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p>○委員 空き家の場合でもそうした事例があることを相談受付の際にお話しして、少しでも箱わな設置を増やしてほしい。</p> <p>○環境保全課長 1 1 月以降の捕獲がないため、委託事業者と相談してエサのやり方等も検討しながら進めているところである。</p> <p>○委員 この事業は目黒区環境基本計画の中に組み入れられるのか。ぜひ計画にも含めてほしい。</p> <p>○環境保全課長 環境基本計画は平成29年3月に改定されたばかりで、次の改定までは時間がかかる。また、区の外来生物への対応がはっきり決まっていないため、環境基本計画に含めるかどうか合わせて検討していく必要がある。</p> <p>○委員 この事業の実績に対する評価はどのようにして行うのか。</p> <p>○環境保全課長 事業開始から1年も経過していないので、なかなか評価がしづらい。ただし、防除事業を実施している近隣区との比較はできると思う。</p> <p>○委員 他区との比較ではなく、「区民が困らなくなった」「これだけ効果があった」、ということが分かるような評価の仕方をしてほしい。</p> <p>○環境保全課長 実績が伴わないと効果がなかったということになるので、いかに多くのハクビシン等を捕獲していくかを検討していく。委託事業者と検討を重ね、まずは捕獲数を伸ばしていきたい。</p> <p>○委員 捕獲数より、区民が困った件数の減少を評価した方が良いと思う。</p> <p>○環境保全課長 ご意見として受け止めさせていただく。</p> <p>○委員 箱わなの設置期間は、延長を含めて最大4週間とのことだが、なぜ4週間なのか。</p> <p>○環境保全課長 設置から2週間を経過すると、捕獲率が低くなることに加え、箱わなの台数にも限りがあることから、まずは4週間で様子を見ている。</p> <p>○委員 個人的にハクビシン等を捕まえても良いのか。</p> <p>○環境保全課長 ハクビシン等の捕獲には、狩猟免許が必要であるため、個人が捕獲することは法律で禁じられている。そのため、区も専門事業者に委託して行っている。</p>
-------------------------------	--

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p>オ 平成29年度めぐろの環境（環境報告書）の発行について</p> <p>○環境保全課長 （資料29-2-5、冊子「平成29年度版めぐろの環境（環境報告書）概要版」に基づき、説明を行った。）</p> <p>○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。</p> <p>○委員 概要版のp.8に「公園・ひろばなどの面積」の実績と目標が記載してあるが、目標を達成するためには、平成33年度までの4年間で、あと2ha面積を増やさなければならない。そのため、中目黒の防衛省跡地や駒場東大前駅前の国家公務員宿舎跡地を活用して、積極的に公園をつくってほしい。</p> <p>○環境保全課長 ご意見は所管課にお伝えさせていただく。</p> <p>○委員 環境報告書を読んだ方から意見や質問を受けることはあるのか。</p> <p>○環境保全課長 環境審議会や環境推進員養成講座で環境報告書について説明した際に、ご意見をいただくことはある。</p> <p>○委員 空き家の問題が環境審議会で議題となったことはあるか。</p> <p>○環境保全課長 これまで環境審議会で空き家について取り上げたことはない。</p> <p>○委員 空き家の問題は環境の範疇になるのか。</p> <p>○環境保全課長 空き家は住宅政策審議会といった、都市整備部の所管となる。ただし、空き家のごみ屋敷となってしまった、草が伸びて害虫が発生している、というような場合は、環境とも密接に関連してくるため、都市整備部と連携して対応している。</p> <p>○委員 環境審議会委員の中で、環境推進員養成講座を修了した方はいるか。</p> <p>○委員 第5期環境推進員養成講座を修了した。 概要版は読み易さに配慮した、とのことだが、まだ読みづらいと思う。もう少し図やイラストを掲載し、ひと目で全体像がイメージできるように工夫してほしい。</p> <p>○環境保全課長 今後の課題であると思うので、来年度以降、より読みやすくしていく。</p> <p>(2) 情報提供 羽田空港機能強化の取り組み状況に関する説明会の開催について</p>
-------------------------------	---

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p>○環境保全課長 （資料29-2-6、ニュースレター～羽田空港のこれから～第8号に基づき、説明を行った。）</p> <p>○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。</p> <p>○委員 この事業は国土交通省が所管とのことだが、区の役割はどのようなものか。</p> <p>○環境保全課長 区は、説明会を開催する際に会場の確保をしている。施設管理という意味で説明会に立ち会うものの、あくまで国土交通省の所管となるので、説明はしない。</p> <p>○委員 教室型住民説明会の開催を国土交通省に文書で要望したとのことだが、その後どのような状況か。</p> <p>○環境保全課長 回答はない。ただし、今後も三田地域での説明会の開催を強く要望していく。</p> <p>○委員 第1回環境審議会時に「国土交通省からは71dB程度の騒音だと聞いている」という回答があったが、これは環境基準に照らし合わせてどうなのか。</p> <p>○環境保全課長 航空機騒音は環境基準の対象にはならない。航空機騒音を測定する場合は、24時間の平均値とするため、最大瞬時71dB前後が基準を満たしているか否かの判断はできない。また、三田地域上空を飛行機が飛ぶのは15時から19時の間の3時間であるため、24時間で平均すると騒音レベルは小さくなってしまう。</p> <p>○委員 三田地域上空を飛行後、羽田空港のA滑走路に向かって着陸するようだが、A滑走路と並行しているC滑走路との距離はどのくらいなのか。</p> <p>○環境保全課長 三田地域上空を通過するA滑走路と品川区や港区上空を通過するC滑走路の間隔は1.5km程度である。A滑走路に向かって飛行する際は、計器飛行となるため、横風にあおられたとしても、ずれるのは十数m程度となる。仮にそれ以上にルートから機体がずれた場合には、A滑走路に着陸できなくなってしまう。</p> <p>○委員 最近では落下物についての不安も広がっている。南風時、羽田空港のB滑走路から離陸した飛行機は、目黒区を縦断するようにして上空を通過する。以前、大阪で落下物があった時は、軌道から何kmも離れた場所に落下した。そのため、目黒区全域で落下物の恐れがあり、離陸時も心配しなければならないのではないか。</p> <p>○環境保全課長 国土交通省では、落下物防止に向けた各会議を開催している。動向を見つつ、ぜひ落下物防止の対策をとっていただきたいと考えている。</p>
-------------------------------	---

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p>確かに、B滑走路から離陸した飛行機は目黒区上空を飛行するが、高度が9,000フィートであり、騒音の心配はないと考えられる。落下物については、落下物があること自体が問題であるため、落下物防止に向けて、駐機場での監視体制の強化を強く要望していきたい。</p> <p>○委員 三田地域での教室型説明会の開催を要望するとともに、落下物についても重点を置いて、国土交通省へ要望を行ってほしい。要望の時期は未定か。</p> <p>○環境保全課長 まずは、平成30年2月3日（土）の説明会の様子を見た上で判断していきたい。</p> <p>○委員 4分に1回、スカイツリーよりも低い位置で三田地域の上空を飛行機が飛び、地下鉄の車内にいるような騒音が3時間続く、という解釈で良いか。</p> <p>○環境保全課長 着陸地点を海側にすることで、目黒区上空を通過する際の高度は多少上がると聞いている。2月3日（土）の説明会では、実際に音も聞けるので、ぜひ聞いていただきたい。</p> <p>○委員 落下物に関しては、他区と連携して、機体整備の検査報告書を提出してもらってほしい。何かあった時のためにも、証拠を持っていた方が良いと思う。</p> <p>○環境保全課長 全ての検査報告書を提出してもらうとなると、膨大な数となるため、要望するかどうかについては検討させていただく。</p> <p>○委員 今回は2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、羽田空港の機能強化をすることのだが、区の上空を通過する飛行機が今後さらに増えないようにガイドラインを文書として作成するよう、要望してほしい。</p> <p>○環境保全課長 増えないように要望することは当然のことだと考える。今までも要望はしてきているが、23区連絡会などもあるので、改めて要望していく。</p> <p>○環境清掃部長 羽田空港機能強化については、東京23区だけでも13区で説明会が行われており、23区全体の問題でもあると思う。そのため、東京都に対しても働きかけ、何らかの対策をとっていただくよう、申入れをすることが重要であると考え。今後は、他区との連携、東京都への申入れ、国への申入れにしっかりと取り組んでいきたい。</p> <p>3 その他</p> <p>○環境保全課長 今年度の審議会は本日が最後となる。来年度の環境審議会も2～3回の開催を予</p>
-------------------------------	--

定している。詳細については、日程等が決まり次第、お知らせする。

4 閉会

○会長

本日の議事について意見や質問があれば、資料29-2-7に記入の上、1月23日（火）までに事務局へ提出していただきたい。

以上で平成29年度第2回目黒区環境審議会を終了する。

以 上